

県民参加型予算（提案・共創型）試行 実施要綱

1 目的

県予算の構築に当たり県民の新たな発想や問題意識を取り入れるため、県が提示するテーマ（課題）に対して、県民等との対話を通じて県予算を共に創り上げる県民参加型予算（提案・共創型）を試行する。

2 提案募集テーマ

| 募集テーマ | 担当課室 |
|------------------------|---------|
| 信州まつもと空港における賑わいの創出・活性化 | 松本空港課 |
| 共生社会の実現に向けた体験機会の創出 | 障がい者支援課 |
| 伝統工芸品を含むクラフト産業の振興 | 産業技術課 |
| スマート農業による「匠の技術」の伝承 | 園芸畜産課 |
| 県営住宅空き住戸の有効な利活用 | 公営住宅室 |

3 提案募集

(1) 募集提案の要件

ア 2に規定する提案募集テーマ（以下「テーマ」という。）に該当する事業案（以下「提案」という。）を募集する。

イ 事業規模は、1提案につき概ね1,000万円以下とする。

ウ 原則として単年度で実施する事業とする。

エ 応募できる提案数は、1団体当たり1提案に限る。

(2) 提案の対象から除外するもの

次のアからコまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象から除外する。

ア テーマに該当しないもの

イ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

ウ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

エ 現金給付を事業内容とするもの

オ 公序良俗に反するもの

カ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

キ 5に定める提案方法によらずに提案されたもの

ク 県の施策として既に存在していると認められるもの

ケ 事業実施が不可能なもの

コ その他、県が実施する事業としてふさわしくないもの

4 提案者

提案日時時点で県内に本社、支店等を有する法人その他の団体。なお、複数の団体によるグループを形成して提案者となることもできる。

また、次の(1)から(3)に掲げる者が代表者である法人その他の団体は、提案者となることができない。

- (1) 長野県職員
- (2) 長野県議会議員
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

5 提案方法

(1) 募集期間

令和4年10月28日（金）から11月28日（月）まで

(2) 提出方法

以下のURLに示すながの電子申請サービスにより提出する。

提案内容は提案フォーム上に直接記入又は県民参加型予算（提案・共創型）提案書（別記様式）に必要事項を記入の上、添付して提出する。

[直接記入フォーム]

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27141

[様式記載フォーム]

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27243

(3) 提出先

長野県県民文化部県民協働課

6 提案後の流れ

(1) 提案内容の確認

提案内容の確認は、原則として次のとおり行う。

ア 対象外の確認

県民協働課及び提案を受けた担当課は、提案内容のうち3（2）に該当するものを確認し事業構築の対象から除外する。

イ 事前ヒアリング

アで除外された提案以外の提案について、県民協働課及び提案を受けた担当課は、提案者から提案内容について、事前ヒアリングを行う場合がある。

ウ 類似の提案内容の扱い

イによる事前ヒアリング結果等を踏まえ、提案を受けた担当課は、提案内容が類似していたり、複数の提案内容を一緒に検討した方がより効果が見込めると判断した場合は、提案者との協議により、関係する提案者と共に事業構築を行うこととする。

(2) 事業の構築

(1)による確認後、提案を受けた担当課は提案者及び必要に応じて提案者以外の参加者と対話を通じた事業の構築を開始する。

なお、対話の開始が提案内容についての契約の合意となるものでなく、県は提案への対応やその実現に対し法的義務を負わないものとする。

(3) 事業の決定

事業構築の状況や予算編成過程における議論を踏まえ、知事が事業を決定する。

なお、提案された事業は、事業構築の中で、その趣旨や内容を尊重しつつ、必要に応じて県において修正等を行う場合がある。

また、提案内容は対話・調整の結果によっては実現できない場合があるととも、提案の成立・不成立にかかわらず、県は、事業構築に係る経費(企画や打ち合わせ等に係る人件費、交通費、資料作成費、通信費など一切の費用、生じた損害等)の補填や賠償は行わない。

7 結果の公表

予算案の公表時に、6(3)で決定した事業を公表する。

8 事業の実施

予算成立後、事業スキーム、提案の独創性、市場の成熟度などを勘案し事業を実施する。実施に際しては、事業を構築した関係者とともに事業を実施する場合や、公募により事業を実施する者を選定した上で事業を実施する場合がある。

なお、公募を行う場合は、事前に提案者と県で協議するものとする。

9 権利の帰属

本制度において提案された内容に係る権利は、全て県に帰属するものとする。

なお、権利の帰属について疑義が生じた場合は、提案者と県とで協議するものとする。

10 個人情報の取扱い

本制度により保有する個人情報については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)等の規定に基づき、適切に処理するものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

(別記様式)

県民参加型予算（提案・共創型）提案書

令和 年 月 日

| | |
|---------------|--|
| 県が示す テ ー マ | |
| 提 案 タイトル | |

| | | |
|--------------|---|---|
| 提 案 者 | 企業・法人・団体名 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 所 在 地 | |
| | URL（あれば） | |
| | 担当者部署・氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |
| | 対話参加予定者 | |
| | 複数の提案者で事業検討する場合があります | <input type="checkbox"/> 了解しました。 |
| | 長野県職員、長野県議会議員、暴力団員若しくは暴力団関係者（※1）が代表である法人等 | <input type="checkbox"/> 該当しません (該当しない場合は□内に✓印を記入してください) |
| 想定事業費 | <input type="checkbox"/> 100万円以下 <input type="checkbox"/> 100万円超から500万円以下 <input type="checkbox"/> 500万円超から1,000万円以下 | |
| 提案概要 (※2) | ① 提案のねらい（背景・必要性・テーマの捉え方などを記載してください） | |
| | ② 具体的な提案内容（事業案をなるべく具体的に記載してください） | |
| | ③ 提案成果（提案によって期待される成果を記載してください） | |
| 添付資料 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | |
| 特記事項 | | |

※1 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

※2 提案事業に関する詳しい提案内容、資料等があれば添付してください。